

## 「ICTサイバーセキュリティ政策分科会」開催要綱

### 1 目的

社会全体のデジタル化が進展し、我々の日常生活や社会経済活動におけるサイバー空間への依存度はますます上昇する一方で、サイバー攻撃の巧妙化・深刻化が進み、セキュリティリスクが高まっている状況にある。更に、厳しさを増す安全保障情勢、生成AIなどの新たな技術・サービスの急速な普及やサプライチェーンの多様化・複雑化などを踏まえれば、我が国のサイバーセキュリティを巡る環境は今後大きく変化していくことが見込まれる。

これを踏まえ、本分科会は、「サイバーセキュリティタスクフォース」の下に開催される会合として、総務省が中長期的に取り組むべきサイバーセキュリティ施策の方向性について検討を行うことを目的とする。

### 2 名称

本分科会は、「ICTサイバーセキュリティ政策分科会」と称する。

### 3 検討事項

- (1) 重要インフラ分野におけるサイバーセキュリティ対策強化の在り方
- (2) サイバーセキュリティの基盤となる人材育成及び研究開発の在り方
- (3) サイバーセキュリティの確保に向けた国際連携及び普及啓発の在り方

### 4 構成及び運営

- (1) 本分科会の主査は、サイバーセキュリティタスクフォースの座長が指名する。
- (2) 本分科会の構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 主査は、本分科会を招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本分科会を招集し、主宰する。
- (6) 本分科会の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、オブザーバを招聘することができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) その他、分科会の運営に必要な事項は、主査が定める。

### 5 議事・資料等の扱い

- (1) 本分科会は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本分科会で使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本分科会の議事要旨は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

## 6 スケジュール

本分科会は、令和6年2月から開催する。

## 7 その他

本分科会の事務局は、サイバーセキュリティ統括官室が行う。

## 「ICT サイバーセキュリティ政策分科会」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

新井	悠	株式会社NTT データグループ 技術革新統括本部システム技術本部 サイバーセキュリティ技術部 エグゼクティブ・セキュリティ・アナリスト
上原	哲太郎	立命館大学情報理工学部 教授
栗原	純	株式会社TBS グロウディア デジタル技術事業本部 情報システム部 副部長
後藤	厚宏	情報セキュリティ大学院大学 学長
小山	覚	NTTコミュニケーションズ株式会社 情報セキュリティ部長 ICT-ISAC ステアリング・コミッティ運営委員長
篠田	佳奈	株式会社BLUE 代表取締役
辻	伸弘	SBテクノロジー株式会社 プリンシパルセキュリティリサーチャー
蔦	大輔	森・濱田松本法律事務所 弁護士
盛合	志帆	国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) 執行役 サイバーセキュリティ研究所 研究所長
吉岡	克成	横浜国立大学大学院環境情報研究院/先端科学高等研究院 教授